

立木の利活用について

(1) 立木の利用方針

土地所有者（大篠原生産森林組合）との土地賃貸借契約に基づき、敷地内の立木を放棄いただいたことから、立木伐採は用地造成工事において行うこととし、地域資源として積極的な有効活用を行います。

その利活用は、滋賀県県産材流通促進協議会（滋賀県森林組合連合会が事務局）によるびわ湖産材流通システムに則り市場流通での活用のほか、市公共施設での直接的な利用を検討します。

(2) 立木の本数

胸高直径	桧		杉		松		雑木		桜		(本) 合計	
	区域内	伐採	区域内	伐採	区域内	伐採	区域内	伐採	区域内	伐採	区域内	伐採
10cm未満	890	709	20	16	7	6	4,908	3,912	0	0	5,825	4,643
10cm以上～30cm未満 (うち16cm以上)	1,331	1,061	13	10	5	4	1,713	1,365	196	156	3,258	2,597
30cm以上	600	478	3	2	4	3	701	559	0	0	1,308	1,042
30cm未満	76	61	0	0	3	2	52	41	0	0	131	104
合計	2,297	1,831	33	26	15	12	6,673	5,318	196	156	9,214	7,344

※伐採本数は、区域内本数に残置森林面積割合(20.3%)相当分を除いたもの

伐採対象数量

656 m³

※伐採対象のうち利活用可能量

491 m³

(3) 伐採搬出時期

平成26年1月頃から3ヶ月程度を予定

(4) 利活用の区分

施設用地内の立木	伐採しない立木		森林法に基づく残置森林					
	伐採する立木 (用地造成工事)	利活用	場外搬出	流通システム (県内木材市場)	市内利用	・直接利用	各施設で保管製材加工等 (マイアミ浜シャワー棟)	※37 m ³
						・仕分け	各施設で保管製材加工等	※68 m ³
						・直接利用	(仮称) 野洲第1こども園	
						・仕分け	[A材] びわ湖産材建築用資材	102 m ³
						・売渡し	[B材] びわ湖産材合板	
・市場流通								
・売渡し	[C材] チップ材(製紙・ボード)	389 m ³						
・市場流通								
場内利用	チップ化(遊歩道)	市内利用	・直接利用	場内樹脂系チップ歩道	23 m ³			
廃棄	場外搬出	産業廃棄物		枝、葉、根など	2017 m ³			

※印は、A・B・C材から選別抜粋し利用可能な数量

①10cm以上の立木 → 県内木材市場における仕分け選別再利用、利活用先へ直接搬出します。

②10cm未満の立木(幹・枝) → 遊歩道に必要な数量のみ場内でチップ化、その他は産業廃棄物として処分します。